せとうち写真展 応募規約

本規約は、せとうち写真展への応募及び応募作品の取扱いについて定めるものです。応募者は、応募に先立ち本規約を確認し、すべての条項に同意したうえで応募してください。

第 1 条 目的

本写真展は、せとうち 7 県で暮らす人の視点を通して、日常の中にあるせとうちの魅力を紹介することを目的とします。

第 2 条 応募資格

応募できる者は、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県又は愛媛県に居住する者とします。

18 歳未満の者は、保護者の同意を得たうえで応募するものとします。主催者は、必要に応じて保護者の同意を確認できます。

第 3 条 応募作品

応募作品は、応募者本人がせとうち 7 県内で撮影した単写真とします。応募枚数の制限はありませんが、作品の制作に要する費用は応募者負担とします。共同著作物、組写真、コラージュ及び複数画像を配置した作品は応募できません。

SNS、個人のウェブサイト等で公表済みの作品も応募できます。ただし、第三者との契約、公募規約その他の理由により本写真展での展示又は利用が制限されている作品は応募できません。

第 4 条 生成 AI

画像生成 AI によって画像の全部を生成することを禁止します。

主催者が許容範囲を超える処理が行われたと判断した場合、応募者の意図を問わず、受付又は展示を取り消すことができます。

第 5 条 プリント及び応募方法

応募者は、A4 用紙にプリントした作品、作品目録及び作品に貼付した応募票を、指定の応募期間内に主催者へ送付するものとします。

作品の加工については、ラミネート加工のみ受け付けます。額装やパネル加工等は禁止とします。作品面及び余白部分に氏名、署名、ロゴ、透かし、日付又は説明文等を表示しないでください。

応募に要するプリント代、梱包費、送料その他の費用は応募者が負担します。料金着払いによる応募は受け付けません。

応募書類の記載漏れ、虚偽記載、応募票の未貼付、規格違反又は期限後の到着がある場合、主催者は応募を受け付けないことができます。

第 6 条 撮影時の遵守事項

応募者は、法令、撮影場所の管理規則及び管理者の指示を守り、立入禁止区域への侵入、危険行為、無許可の飛行又は撮影その他不適切な方法で撮影してはなりません。

施設、私有地、文化財、展示物その他撮影又は公表に許可が必要な対象については、応募者の責任で必要な許可を得るものとします。

第 7 条 肖像権その他第三者の権利

応募者は、人物が識別できる作品について、当該人物から応募、展示及び本規約に定める利用について承諾を得るものとします。被写体が未成年者である場合は、その保護者の承諾も必要です。

応募者は、応募作品が第三者の著作権、肖像権、プライバシー、商標権、所有権その他の権利を侵害しないことを保証するものとします。

応募作品に関して第三者との間に紛争が生じた場合、応募者が自己の責任と費用で解決するものとし、主催者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとします。

第 8 条 禁止作品

次のいずれかに該当する作品は応募できません。

・公序良俗に反するもの、差別、誹謗中傷、暴力、犯罪その他不適切な内容を含むもの。

・商品、店舗、サービス、政治活動、宗教活動その他の広告又は勧誘を主目的とするもの。

・個人を特定できる情報、車両番号その他プライバシーを不当に侵害する情報を含むもの。

・主催者が写真展の趣旨に適さないと判断するもの。

第 9 条 受付及び展示作品の決定

主催者は、応募条件への適合性を確認し、テーマとの適合性、会場構成、地域及び被写体の偏り、展示可能数等を踏まえて展示作品を決定します。これは写真技術の優劣を競う審査ではありません。

応募数が展示可能数を超えた場合、主催者は一部の作品を展示対象外とすることができます。主催者は、展示の可否及び判断理由に関する個別の問い合わせに回答する義務を負いません。

応募後の作品の差替え、記載内容の変更及び応募の撤回は、主催者が特に認めた場合を除き受け付けません。

第 10 条 応募作品の返却及び処分

応募プリントは返却しません。応募者は、応募と同時に当該プリントの所有権を主催者へ無償で移転するものとし、展示終了後、主催者が適切に廃棄できることに同意するものとします。なお、著作権の取扱いは第 12 条の定めによります。

主催者は、展示対象外となった作品についても返却義務を負いません。応募者は、必要な場合、応募前に同一のプリント又はデータを自己の責任で保管してください。

第 11 条 作品の管理

主催者は応募作品を相当の注意をもって取り扱います。ただし、輸送中の事故、天災、火災、盗難、会場設備の不具合その他主催者の責めに帰さない事由による紛失、汚損又は破損について責任を負いません。

第 12 条 著作権及び作品の利用

応募作品の著作権は応募者に帰属します。

応募者は主催者に対し、本写真展の展示、広報、記録、報告及びせとうち地域の魅力発信を目的として、応募作品を会場、ウェブサイト、SNS、報道資料、印刷物、報告書その他の媒体で、期間及び地域の定めなく、無償かつ非独占的に利用する権利を許諾します。

主催者は、前項の利用に必要な範囲で、作品のトリミング、サイズ変更、色空間の変換、文字・題名・ロゴの追加、レイアウトへの配置その他の調整を行うことができます。主催者は、作品の本質を損なう変更を行いません。

応募者は、前項の範囲で行われる利用及び調整について、著作者人格権を行使しないものとします。

作品利用時の氏名又は表示名の掲載は、媒体の仕様、紙面又は画面の都合により省略されることがあります。

第 13 条 受付又は展示の取消し

主催者は、応募者が本規約に違反した場合、応募内容に虚偽がある場合、第三者から権利侵害の申出があった場合、又は写真展の運営上必要と判断した場合、事前の通知なく受付又は展示を取り消すことができます。

取消しにより応募者に生じたプリント代、送料その他の損害について、主催者は補償しません。展示後に違反が判明した場合、主催者は作品及び応募者情報の掲載を停止又は削除できます。

第 14 条 写真展の変更又は中止

天災、感染症、事故、会場の都合その他やむを得ない事情により、主催者は会期、会場、展示方法又は展示内容を変更し、又は写真展を中止できます。

変更又は中止により応募者に生じたプリント代、送料、交通費その他の損害について、主催者は補償しません。

第 15 条 個人情報

主催者は、応募者の個人情報を、応募受付、本人確認、連絡、展示、広報、問い合わせ対応及び本写真展の記録のために利用します。

展示及び広報では、応募者が指定した表示名、作品タイトル、撮影場所を公表します。法令に基づく場合を除き、応募者の同意なくその他の個人情報を第三者へ提供しません。

第 16 条 規約の変更

主催者は、写真展の運営上必要な場合、本規約を変更できます。重要な変更は、主催者が指定するウェブサイトまたは SNS 等で告知します。変更後に応募した者及び変更後も応募を撤回しない者は、変更後の規約に同意したものとみなします。

第 17 条 同意

応募者が作品を送付した時点で、応募者は応募条件及び本規約のすべてに同意したものとします。